



当社ネットワーク規約による、解約の条項は下記となります。

#### 第 18 条（解約）

本ネットワークの加入者が、次回の契約更新を望まない場合は、当該契約期間終了日の 1 ヶ月前までに情報センター所定の手続きにより届け出るものとします。

2. 契約期間の中途又は契約期間前において解約を希望する加入者に対しては、既に情報センターに納入された料金の一部若しくは全額を以下の条件で返却するものとします。但し、固定 IP 接続の加入者の料金返却については、申込書または、見積書に基づくものとします。

(1) 加入者の登録料は返却対象外とします。

(2) 加入者の納入会費は、以下の計算式により返却するものとします。但し、加入者が情報センターに解約の通知をした当月内で契約の終了を希望する場合は、解約通知日の月末を解約日として計算する。但し、解約通知日が月末から 7 営業日以降の場合は翌月末を解約日として計算します。なお、以下の算式により会費の返却が生じた場合、解約日までに加入者に通知し、速やかに利用料金を返却します。なお、返却する料金に係る振込手数料は加入者負担とします。

$$\text{会費返却料金} = \text{納入された会費} - \text{通常会費月額（税込）} \times \text{契約期間内の利用月数}$$